

監査の対象事務

ごみ減量・リサイクルの推進について

【改善・要望事項】

1 ごみ減量推進対策事業

(1) 地域リサイクルステーションについて

未設置の区役所や公共施設についても、可能な範囲（例えば、古紙回収ボックスを除いて設置するなど）での設置を検討されるよう要望する。

(環境局)

【講じた措置(H16.4.9通知)】

地域リサイクルステーションについては、今後、各校区に校区紙リサイクルステーションを整備するとともに、各校区に3箇所を目標に紙リサイクルボックスを整備することにより、機能拡大を図ることとした。

【改善・要望事項】

(2) 「かーるマークの店」認定制度等について

簡易包装の推進や資源物の店頭回収、再生品の販売など、ごみ減量・リサイクルに積極的に取り組む市内の小売店等を「かーるマークの店」として認定（平成13年4月1日現在 約2,000店舗）し、ごみ減量・リサイクル運動の推進を図っているところであるが、福岡市循環型システム研究会によるアンケート結果によると、「かーるマークの店」を知っている市民は、一般：41.7%、学生：4.4%とあまり周知がなされていない状況であった。

また、百貨店（デパート）においては、市民（お客）に簡易包装の意志があっても、包装の際あまり確認がなされておらず、以前に比べ簡易包装の推進が図られていない状況であった。

したがって、「かーるマークの店」の一層の周知や簡易包装について販売店側からの積極的な働きかけについて、指導・協力依頼することについて検討されたい。

(環境局)

【講じた措置(H15.4.9通知)】

「かーるマークの店」の一層の周知については、現在の認定制度では、認定した後の取り組み状況の把握もできていないため、定期的に取り組み状況の報告をさせるなどにより、認定後の更新規定を設けるなど制度の見直しを行い、かーるマークの店の取り組みの活性化を図ることとした。

また、かーるマークの店での取り組みを応援するために市のホームページ等を活用したPRを行うこととした。

また、販売店側からの簡易包装等の積極的な働きについても、販売店等との意見交換会の場を設けるなど、いろいろな機会を捉えて指導・協力依頼を行うこととした。

【改善・要望事項】

(3) 事業系ごみの減量対策について

事業系ごみの減量については、一定規模以上の事業用建築物及び大規模小売店舗を対象として、廃棄物の減量等に関する計画書の提出や廃棄物減量等推進責任者の設置を義務づけるとともに、市職員が事業所に立ち入り計画書の内容の確認や実際のごみの出し方などの現地調査等により指導を行っており、廃棄物の多量排出事業

者に対しても、同様の調査・指導を行うなど、事業所の指導強化を図っている。

また、「ごみ減量・再資源化優良事業者等表彰制度」やクリーンパークに持ち込まれる古紙を工場ステージにおいて回収、さらには市庁舎においても、紙使用量の抑制や再生紙の使用や古紙の分別排出など、庁舎内のごみ減量・再資源化等を図っており、事業系ごみの減量・再資源化を推進している。

一方、事業系の生ごみに関しては、「福岡市事業系生ごみリサイクル事業研究会」の平成12年度最終報告（平成13年4月）によると、特定事業用建築物及び多量排出事業所から排出される生ごみの量が市全体の5割以上を占めている状況にあり、また、新たな要因として平成13年5月から「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）も施行されており、本市においては、「福岡市事業系食品廃棄物リサイクル研究会」を設置し処理システムの調査研究を行っているが、現時点においては、実証試験や肥料化、飼料化、炭化、バイオガスなど、リサイクル技術についての検討段階である。

事業系ごみ全体としては、近年のコンピューター化に伴うオフィス古紙（特に機密書類）の増加により、減量が追いついていない状況にあり、早急に対策を講じる必要があると考えられることから、事業者自身での自己処理を促すよう、また、一定規模以上の事業所や多量排出事業者に対するごみ減量施策のさらなる推進についても、検討されるよう要望する。

（環境局）

#### 【講じた措置（H15.6.10通知）】

一定規模以上の事業所や多量排出事業所の更なる推進について検討を行い、事業所責任の意識が乏しい事業所に対する講習会の実施や事業所の立入方法の変更を行った。特に、機密文書のリサイクルについては、事業所指導時に資源化ルートを紹介する他、金融機関、官公庁等に対し、機密文書のリサイクルに対する取り組みの強化を要請した。

#### 【改善・要望事項】

##### (4)環境推進委員について

環境推進委員については、地域に密着した活動を行うよう、下表のとおり校区に1名の校区環境推進委員、各町に1名の町環境推進委員を配置し、市民の環境思想・清掃思想の普及高揚（清掃関係の資料の配付や学習会の開催）とごみ減量・リサイクルや都市美化の円滑な運営・充実（集団回収や地域ぐるみの清掃）など、市民と行政のパイプ役、地域におけるリーダー役として清掃市民参加活動の推進を図っており、不法投棄者への指導を含めごみの適正排出指導等も行っている。

また、平成12年度からのごみの4分別収集開始の際においても「4分別早わかりセット」の配布や地域での説明など活躍したところである。

しかしながら、地域の清掃活動に関して、一部の区の地域においては、保健衛生や環境衛生問題に取り組んでいる衛生連合会と連携が図られていない状況があった。

また、一部の区においては、環境推進委員の研修が形骸化しており、環境推進委員の地域での活動状況にばらつきが見られた。

地域において、ごみ減量・リサイクルを効率的に推進するには、校区ごみ減量・リサイクル推進会議を中心として、衛生連合会や自治連合会など地域の各種団体との連携・協力が不可欠である。したがって、衛生連合会をはじめとする各種団体やこれらに関連する部局において、情報交換（年間の事業計画の確認や類似事業の事前調整）や環境推進委員の研修等により、さらなる効果的な地域活動の支援を図られるよう要望する。

（各区役所）

#### 【講じた措置（H15.6.10通知）】

環境推進委員と衛生連合会の事務局間で情報交換を密に行い、連携を図るように努めていくこととした。また、環境推進委員の研修については、従前までの取り組みに加え、新たに環境推進委員に就任した委員を対象に、区主催の研修会を企画・実施するとともに、環境推進委員やごみ減量・リサイクル推進会議の主催する研修会の活性化を図るため、積極的に職員を派遣することとした。

#### 【改善・要望事項】

##### (5) 放置自転車について

「公共の場における放置自転車」について、平成11年度に行政監査を実施（結果は、平成12年5月8日第4784号福岡市公報に登載）したところであり、放置禁止区域等に放置された自転車については、所定の保管所に移動・保管しているが、一定の保管期間を経過しても所有者に返還することができない大部分の自転車は、売却や廃棄等の処分を行っており、処理後の資源物については可能な限りリサイクルされているものの、毎年一定の廃棄処理費用を要している。

現在、廃棄処分となっている当該自転車については、年々増加傾向にあるため、放置自転車の主管局である土木局と連携・協議しながら、廃棄台数並びに処理費用の削減が図られるよう方策について検討されたい。

（環境局、土木局関連）

#### 【講じた措置（H15.6.10通知）】

平成13年度に実施した「ごみ減量フェア」において、リサイクル自転車の販売を実施し、リサイクル自転車利用促進啓発を行ったところであるが、今後も環境局主催のイベントや各リサイクルプラザで開催するイベントにおいて、リサイクル自転車の販売等利用促進について啓発を行うこととした。

#### 【改善・要望事項】

##### (6) 契約方法の検討について

「空き缶プレスカー運行業務委託」及び「地域リサイクルステーション資源物回収運搬業務委託」については、主に「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨に基づき、特定の者と随意契約するいわゆる特命随意契約の方法により契約を行っているが、転廃業対策としての当初契約から10年近く経過していることから、今後においては特命随意契約以外の方法について検討する必要があると思われる。

（環境局）

#### 【講じた措置（H17.11.28通知）】

本件の委託業務をはじめ転廃業対策における特命随意契約のあり方について検討を行っているところであるが、当該受託業者については経営状況の悪化により業務遂行が困難となったため、平成16年11月半ばから平成16年度末まで当該委託契約の保証人により業務が実施されたものである。

このようなことから、平成17年度からは、空き缶プレスカー運行業務委託については、環境教育プログラム等の内容を競う公募による提案協議方式による委託へ変更し、また、地域リサイクルステーション資源物回収運搬業務については直営により実施することとしたもの。

## 2 4 分別収集への取り組みについて

#### 【改善・要望事項】

今回のアンケート結果に見られるように、家庭系ごみの4分別収集については、環境局ごみ減量・美化推進課の周知のための諸施策をはじめ、環境推進委員や区生

活環境課の地域に密着した施策の効果として、ほとんどの市民に周知がなされていた。

しかしながら、一分別方法が分からないものとして、主に空きびん・ペットボトル・プラスチックなどが掲げられていた。空きびん・ペットボトルについてはリサイクルできるものであるため、これについての分別・出し方を周知することで、一層のごみ減量が図られると考えられる。また、プラスチックについては、本市のごみの特徴として3番目に多いごみであり、「可燃性ごみ」であることを更に周知する必要があると考えられる。

したがって、これらをはじめ分別方法が分かりにくいごみについては、容易に分別し易い(現状:「分別方法でごみを区分した表」「ごみの種類から分別する表」の配布)ような周知の方法について検討されるよう要望する。

また、本市においては、毎年8万人前後が市外から転入している状況にあり、ごみの分別方法等について、今後も継続的にパンフレットの作成やPR放送など周知を図られるよう要望する。

#### 【講じた措置(H15.6.10通知)】

ごみ分別方法等の周知については、平成14年度版ごみルールブックを分別の具体例を写真で表示し、わかりやすい形に改善するとともに、市民からの問い合わせが多い品目の分別方法を新聞で広報した。

また、市外からの転入者については、各区役所での転入手続きの際にごみルールブックを配布し、ごみ分別方法の周知等を図った。

### 3 広報・啓発の在り方について

#### 【改善・要望事項】

- (1) ごみ減量・リサイクルに関する広報活動については、今回の監査における市民へのアンケート調査及び平成12年7月に市長室広聴課において実施した「家庭ごみ4分別収集等に関する意識調査」の結果によると、市政だよりによる周知が最もなされていた。

今後とも、市の広報媒体として有効な市政だよりの積極的な活用を要望する。

(環境局)

#### 【講じた措置(H15.6.10通知)】

今後とも、広報については、市政だよりをはじめとした効果的な媒体を利用する。

#### 【改善・要望事項】

- (2) また、今回のアンケートの回答状況にあるように、年齢別において10代(10.0%)及び20代(32.3%)並びに30代男性(30.8%)、居住区別では博多区(37.5%)及び中央区男性(20.0%)について、他の年齢層や居住区に比べ回答率が低い状況にあった。回答率が低い原因としては、様々な理由が考えられるが、ごみに対する意識が低いことも原因の一つであると考えられる。今後、広報活動をされる際には、これらの年齢層や居住区の市民に対して、より効果的な周知方法を検討されるよう要望する。

(環境局)

#### 【講じた措置(H15.6.10通知)】

若年層に対する啓発としては、大学等の入学式で啓発セットの配布、学生向けの情報誌等への広告掲載、TV・ラジオ・映画館でのCM等を実施した。

さらには、ごみ減量フェアにおいて、専門学校学生によるリサイクルファッションショーを実施するなど、若年層市民のごみ減量・リサイクルに関する意識の高揚

を図った。

また、博多区及び中央区には単身者が多いと考えられるため、単身者への啓発として宅建協会等を対象とした説明会を実施し、適正排出指導・啓発用ポスター掲示の依頼等を実施した。

#### 【改善・要望事項】

- (3) 現在、本市においては、毎月「ノーマイカーデー」を設け交通公害防止に取り組んでいるところであるが、ごみ減量・リサイクルに関しても、更なる意識の高揚を図るため月1回若しくは週1回「ノーレジ袋デー（買い物袋持参デー）」といった実践的な啓発方法についても検討されるよう要望する。

（環境局）

#### 【講じた措置（H15.4.9通知）】

買い物袋持参運動については、毎年10月のリサイクル推進月間を中心に行っているが、今後も大都市減量化資源化共同キャンペーンでの買い物袋持参運動及び福岡県と連携したキャンペーンを継続して実施していく。

また、リサイクルプラザでの啓発活動、リサイクル情報紙での広報など、さまざまな機会を捉え広報・啓発に努め、更なるごみ減量・リサイクル意識の高揚を図ることとした。

#### 【改善・要望事項】

- (4) 小学校、保育所及び保育園の児童等に対しては、「空き缶プレスカー（カンパク大将）」を派遣し、小学4年生全員については社会科資料として「ごみとわたしたち」（副読本）を配布しクリーンパークなどの施設見学により、また環境教育の一環として希望する小学校等にコンポスト化容器を設置し生ごみの堆肥化の過程を体験させるなど、ごみ減量やリサイクルへの意識啓発が図られているところであるが、特にコンポスト化容器の設置については体験学習として啓発効果が上がっており、今後より一層の推進や拡大、また、中学生に対しても副読本を配布するなど、児童等に対して更なる意識啓発を検討されるよう要望する。

また、福岡市循環型システム研究会の最終報告において、家庭系ごみの再利用の取り組みとして、各校区を主体に校区1箇所の地域リサイクルステーションの整備も掲げられており、コンポスト化容器と同様、ごみの分別についても児童等へ体験させることで、リサイクル意識の啓発効果が期待されるため、各小学校へのリサイクルステーションの設置について、可能な範囲での設置を検討されるよう要望する。

（環境局，教育委員会関連）

#### 【講じた措置（H15.6.10通知）】

「空き缶プレスカー（カンパク大将）」の派遣は、今後さらに推進していくこととし、クリーンパークなどの施設見学は環境デー事業など他事業の中にも取り入れるように検討を行うこととした。また、中学生に対しても副読本の作成を行った。

地域リサイクルステーションを小学校に設置することについては、平成14年度、15年度の2か年にモデル事業として、博多区内の一つの小学校で実施・検証することとした。

#### 【改善・要望事項】

##### 4 不法投棄について

- (1) 不法投棄の防止については、タクシー運転手をはじめ運送業界、郵便局員や新聞

配達員など外回りの仕事（外勤）の人達と連携を図るなど，既に協定などを締結している他自治体の例を参考にしながら，不法投棄の監視の強化について検討されたい。

（環境局）

【講じた措置（H15.4.9通知）】

不法投棄防止の監視の強化については，タクシー運転手等との連携を検討してきたが，実際に取り組んでいる他自治体においてその効果が顕著でないため，本市においては，地域住民との共働による不法投棄防止活動に重点を置き，平成14年度から地域活動への支援事業を行っている。

今後も従来の監視業務の充実に加え，地域活動の拡大によって不法投棄防止の強化を図っていく。

【改善・要望事項】

(2) 不法投棄された物については，投棄された場所の管理者責任において処理することとなっており，本来，投棄場所が道路上の場合は土木局道路管理課，市営林の場合は農林水産局林政課において処理すべきであるが，現在，市民からの不法投棄に関しての通報・苦情については，主に各区生活環境課になされており，そのまま放置できない状況から当該課において処理（放置自動車を除く）を行っているため，不法投棄物の処理に関しての責任の所在が曖昧となっている。

このため，不法投棄物の適正かつ迅速な処理及び未然防止，再発防止を図るため，福岡市事務分掌規則に明記するなど，責任区分について明確化を図られるよう要望する。

（環境局，総務企画局関連）

【講じた措置（H19.6.27通知）】

不法投棄に対し，責任者による適正かつ迅速な対応を可能とし，未然防止策等を協議するため，警察，並びに道路・港湾施設・公園などの施設を管理する市の担当部局で構成する「福岡市不法投棄防止連絡協議会」を設置し，不法投棄に関する対応窓口の再確認を行い責任区分の明確化を図った。なお，当協議会は定期的開催し，不法投棄対策に関する情報交換等も行っている。